

令和2年6月

定例教育委員会会議

会議録

令和2年6月29日開催

会 議 録

開催日時	令和2年6月29日(月)			午後2時	開会
				午後2時48分	閉会
場 所	旭川市教育委員会 会議室				
出席者	教育長 及び委員	教育長 黒蕨 真一, <small>教育長職務代理者</small> 本田 哲嗣, 委員 滝山 義之 委員 近藤 美保, 委員 山崎 與吉			
	事務局	説明員	学校教育部長 山川 俊巳 社会教育部長 高田 敏和 学校教育部次長 林上 敦裕 社会教育部次長 酒井 睦元 学校教育部次長 岩崎 昌美 社会教育部次長 吉田 哲也 学校教育部次長 石原 伸広 公民館事業課長 片山 勝敏 教職員担当課長 佐藤 文泰 博物館長 石原 充浩 教育政策課主幹 末木 良典		
		事務局員	教育政策課 上江 昌弘 同 宮嶋 健吏		
傍聴者	0人				
公開・非公開の別	一部非公開				
会議次第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第1号 旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について ・議案第2号 旭川市科学館協議会委員の任命について ・議案第3号 旭川市博物館協議会委員の任命について ・報告第1号 令和2年度一般会計予算の補正(臨時代理)について ・報告第2号 学校運営協議会委員の任命(臨時代理)について ・報告第3号 旭川市教科書調査委員会調査委員の任命(臨時代理)について ・報告第4号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・報告第5号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について ・報告第6号 新型コロナウイルス感染症に係る旭川市立小中学校の臨時休業期間等の延長(臨時代理)について ・報告第7号 新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設等の開館(臨時代理)について 5 報告事項 (1) 令和2年第3回臨時市議会の報告について (2) 旭川市公民館の位置付けの見直しに関する検討について 6 その他 7 閉会				

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和2年6月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、滝山委員、近藤委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、令和2年2月定例教育委員会会議（令和2年2月4日開催）及び令和2年2月第1回臨時教育委員会会議（令和2年2月29日開催）については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について、御意見はありますか。</p>
各 教 育 員 長	<p>ありません。</p>
各 教 育 員 長	<p>御意見がありませんので、令和2年2月定例教育委員会会議及び令和2年2月第1回臨時教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。</p>
各 教 育 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和2年2月定例教育委員会会議及び令和2年2月第1回臨時教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p>
各 教 育 員 長	<p>なお、令和2年3月定例教育委員会会議（令和2年3月26日開催）、令和2年4月定例教育委員会会議（令和2年4月21日開催）、令和2年5月第1回臨時教育委員会会議（令和2年5月6日開催）及び令和2年5月定例教育委員会会議（令和2年5月22日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するというところでよろしいですか。</p>
各 教 育 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和2年3月定例教育委員会会議、令和2年4月定例教育委員会会議、令和2年5月第1回臨時教育委員会会議及び令和2年5月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p>
教 育 長	<p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第1号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」、議案第2号「旭川市科学館協議会委員の任命について」、議案第3号「旭川市博物館協議会委員の任命について」、報告第2号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教科書調査委員会調査委員の任命（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（2）「旭川市公民館の位置付けの見直しに関する検討について」は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。</p>

各 教	委 育	員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」、議案第2号「旭川市科学館協議会委員の任命について」、議案第3号「旭川市博物館協議会委員の任命について」、報告第2号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教科書調査委員会調査委員の任命（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（2）「旭川市公民館の位置付けの見直しに関する検討について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p> <p>報告第1号「令和2年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、報告願います。</p>
	林上学校教育部次長		<p>本件は、一般会計補正予算につきまして、旭川市議会令和2年第2回定例会に議案を提出するよう市長へ意見を申し出るものですが、市議会への議案の提出期限の関係上、緊急に処理する必要がありましたので、既に教育長が臨時に代理したものです。なお、今回の補正予算は、6月12日に開会した市議会第2回定例会に提案し、同月25日に原案どおり可決されております。今回の補正予算も国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、8事業で総額8,120万8千円を増額いたしました。</p> <p>補正予算の内訳ですが、学校給食管理費（小学校）補正額886万1千円、学校給食管理費（中学校）補正額591万7千円及び東旭川学校給食センター管理費補正額351万8千円につきましては、夏・冬の長期休業予定日に設定する授業日に学校給食を提供いたしますことから、給食調理員・配膳員の人件費、給食の配送経費を増額したものです。</p> <p>次に、特別支援教育振興費（小学校）補正額1,005万7千円及び特別支援教育振興費（中学校）補正額410万1千円につきましては、対面での指導が必要な特別支援の児童生徒、教職員、スクールカウンセラー等の感染防止を図るため、卓上アクリルパーティションを購入する経費として増額したものです。</p> <p>次に、特別支援教育推進費補正額533万2千円につきましては、長期休業予定日に設定する授業日に特別支援教育補助指導員を配置するため、人件費を増加したものです。</p> <p>最後に、新規の事業で就学援助準要保護世帯昼食費支援費（小学校）補正額2,602万5千円及び就学援助準要保護世帯昼食費支援費（中学校）補正額1,739万7千円につきましては、本年2月27日から5月31日までの間、二度の臨時休業期間のうち、給食が提供されなかった期間において、家庭で昼食費を負担していたことから、給食費相当額を支援するための経費を増額したものです。以上が、市議会第2回定例会に提案し可決された補正予算の内容です。</p>
教	育	長	報告第1号「令和2年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、御意見、御質問等はありませんか。
各 教	委 育	員 長	<p>ありません。</p> <p>それでは、報告第1号「令和2年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。</p>
各 教	委 育	員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、報告第1号「令和2年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。</p> <p>次に、報告第6号「新型コロナウイルス感染症に係る旭川市立小中学校の臨時休業期間等の延長（臨時代理）について」、報告願います。</p>
	石原学校教育部次長		<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、小中学校については5月</p>

		<p>31日まで臨時休業とし、6月1日から再開しているところですが、東旭川学校給食センター貸館エリアについては給食調理施設との複合施設であり、感染症が発生した場合の影響が懸念されることから、6月14日まで閉館期間を延長したところであり、このことについては、緊急に処理する必要がありましたことから、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、次のとおり教育長が臨時に代理したので、同条第3項の規定により報告するものであります。</p> <p>なお、同センターについては、6月15日から利用を再開しているところであり、再開に当たっては、施設利用者に対応する職員を調理等に携わらない職員に限定するとともに、ソーシャルディスタンスを確保するため、施設利用人数を定員の3分の1に制限し、また、施設利用後の消毒作業を徹底するなどの感染症予防対策を行っているところです。</p>
教 育 長		<p>報告第6号「新型コロナウイルス感染症に係る旭川市立小中学校の臨時休業期間等の延長（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員 長	委 育 長	<p>ありません。</p>
各 委 員 長	委 育 長	<p>それでは、報告第6号「新型コロナウイルス感染症に係る旭川市立小中学校の臨時休業期間等の延長（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員 長	委 育 長	<p>異議ありません。</p>
教 育 長		<p>「異議なし。」と認め、報告第6号「新型コロナウイルス感染症に係る旭川市立小中学校の臨時休業期間等の延長（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。</p>
酒井社会教育部次長		<p>次に、報告第7号「新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設等の開館（臨時代理）について」、報告願います。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設等の開館についてですが、令和2年5月22日に北海道の休業要請が同月25日から解除されることが示され、同日に開催されました市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、屋内公共施設については、同日から順次開館することが確認され、全市的な対応とするため緊急に処理する必要がありましたことから、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、教育長が臨時に代理いたしましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。</p> <p>本市においては、1か月以上、感染者は発生しておりませんが、これまでの措置状況の検証を踏まえ、新しい生活様式の実践例を取り入れ、十分な感染防止対策、特に3密の回避を確保する対策を講じつつ、そうした対策の市民への周知を図ってまいります。</p>
教 育 長		<p>報告第7号「新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設等の開館（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員 長	委 育 長	<p>ありません。</p>
各 委 員 長	委 育 長	<p>それでは、報告第7号「新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設等の開館（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員 長	委 育 長	<p>異議ありません。</p>
教 育 長		<p>「異議なし。」と認め、報告第7号「新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設等の開館（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。</p>
教 育 長		<p>《 報 告 事 項 》</p> <p>それでは、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項（1）「令和2年第3回臨時市議会の報告について」、報告願います。</p>

学校教育部長	所管事項に係る質疑の概要について、御報告申し上げます。
教 育 長	<p>会期につきましては、令和2年5月29日の1日間で、学校教育部に係る議案は令和2年度旭川市一般会計補正予算でした。令和2年度予算の補正に係る質疑が行われ、民主・市民連合の塩尻議員から、GIGAスクール構想の進捗状況やICTの活用など6項目について、自民党・市民会議の上村議員から、今後の端末の整備拡大の見通しとその考え方、春の学び場の取組成果など5項目について、公明党のもんま議員から、サーモグラフィの導入の検討など2項目について質疑がございました。</p>
各 委 員	報告事項(1)「令和2年第3回臨時市議会の報告について」、御意見、御質問等がありますか。
各 教 育 長	ありません。
	それでは、報告事項(1)「令和2年第3回臨時市議会の報告について」は、報告を受けたこととします。
	《 そ の 他 》
教 各 事	他に、何かありますか。
育 委 務 員 局	ありません。
	ありません。
	《 秘 密 会 》
教 育 長	ここからは、秘密会といたします。
	ここで皆さんにお諮りいたします。
各 委 員	<p>議案第1号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」、議案第2号「旭川市科学館協議会委員の任命について」、議案第3号「旭川市博物館協議会委員の任命について」、報告第2号「学校運営協議会委員の任命(臨時代理)について」、報告第3号「旭川市教科書調査委員会調査委員の任命(臨時代理)について」、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」及び報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」ですが、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思いますが、いかがですか。</p>
各 教 育 長	異議ありません。
	<p>「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」、議案第2号「旭川市科学館協議会委員の任命について」、議案第3号「旭川市博物館協議会委員の任命について」、報告第2号「学校運営協議会委員の任命(臨時代理)について」、報告第3号「旭川市教科書調査委員会調査委員の任命(臨時代理)について」、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」及び報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」は、会議録には概要を記載することといたします。</p>
	<議案第1号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」>
	<p>令和2年6月29日から令和3年10月31日までを任期とする旭川市公民館運営協議会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p>
	<議案第2号「旭川市科学館協議会委員の任命について」>
	<p>令和2年7月1日から令和4年6月30日までを任期とする旭川市科学館協議会委員を任命することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p>

<議案第3号「旭川市博物館協議会委員の任命について」>

令和2年7月1日から令和4年6月30日までを任期とする旭川市博物館協議会委員を任命することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。

<報告第2号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」>

令和2年6月1日から令和3年3月31日まで及び令和2年6月5日から令和3年3月31日までをそれぞれ任期とする学校運営協議会委員を任命することについて、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第3号「旭川市教科書調査委員会調査委員の任命（臨時代理）について」>

令和2年6月9日から同年8月の採択決定日までを任期とする旭川市教科書調査委員会調査委員を任命することについて、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」>

令和2年5月13日から同年6月15日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」>

令和2年4月1日から同年6月5日付けまでの北海道教育委員会に対し内申した旭川市立小中学校教職員人事について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

教 育 長
公民館事業課長

次に、報告事項（2）「旭川市公民館の位置付けの見直しに関する検討について」、報告願います。

検討の背景としましては、平成28年2月に、人口推計や公共施設の老朽化等の状況を踏まえ、公共施設マネジメントに関する基本方針を定めた「旭川市公共施設等総合管理計画」を策定したところでございます。この計画に基づき、平成31年2月に策定した「第1期アクションプログラム施設再編計画」におきまして、公共施設に関する財政負担の軽減と効率的な活用に向けて、市民サービスの維持向上への影響に配慮しながら、コミュニティ施設の状況に応じた取組を進めることとし、同時に地域集会施設の活用方針を策定し、これまでの目的ごとの施設整備・運用から、全ての地域集会施設において、生涯学習活動を含めた地域住民の多様な活動の場を提供する共通基盤とするため、公民館の位置付けの整理について検討することとなりました。

また、令和元年8月に策定した「地域集会施設の活用に関する実施計画」におきまして、令和6年度の第2段階までに社会教育法に基づく公民館の位置付けを持たないことを含めて、施設類型と施設名称の見直しを検討することとなったところであります。検討する内容といたしましては、地域集会施設の活用方針で示された次の3案が示されたところであります。

まず、第1案として、「全ての公民館を「公民館」として位置付ける」案で、公民館の運用を見直し、他の地域集会施設と同様、地域住民が多様な活動を行うことができるようにします。この場合、社会教育法において営利事業などの禁止されている行為があります。

次に、第2案として、「一部の公民館を「公民館」として位置付ける」

	<p>案で、一部の施設を公民館として位置付け、それ以外の公民館は共通基盤化します。</p> <p>最後に、第3案として、「全ての公民館において「公民館」の位置付けを持たない」案で、全ての公民館が社会教育法に基づかない公民館となり、他の地域集会施設と同様となります。</p> <p>検討する手法及びスケジュールとしましては、社会教育法第17条で社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、教育委員会の諮問に応じ、意見を述べるができることが規定されていることから、令和2年7月に開催します社会教育委員会議に諮問し、専門的な立場での検討をいただき、令和3年3月に同会議から答申をいただいた後、公民館の位置付けの見直し案を作成し、意見提出手続きを経た後、8月には教育委員会会議で審議していただき、決定することとなります。</p>
教 育 長	<p>報告事項(2)「旭川市公民館の位置付けの見直しに関する検討について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
本 田 委 員 公民館事業課長	<p>第2案にあります共通基盤化とはどのようなことですか。</p> <p>現在、第1段階として、今年4月から使用料に関しては均一、面積に応じて料金変動しますので、どの施設を使っても料金は同じという状況を作った上で、どの施設を使っても料金が均一になった以上、例えば、他の機能を持つ住民センターや地区センターでも公民館としての活動を可能にするということです。</p>
本 田 委 員 公民館事業課長	<p>3つの場合分けがあるのですが、市としてはどの案を検討しているのですか。市の方針としておよそこれが実態に即しているのではないかという感覚はあるのですか。</p> <p>現段階では、社会教育委員会議で議論いただくものですので、我々の案としてというよりも、社会教育委員会議での意見を聞いて検討させていただきたいと考えております。</p>
本 田 委 員 社会教育部長	<p>それでは、腹案を持たないで会議をするということですか。</p> <p>現状と課題を整理して、それぞれ良いところ、悪いところがあると思いますから、最初は先入観なく進めてまいりたいと考えております。</p>
本 田 委 員 社会教育部長	<p>では、審議の進行次第では、方針を出さざるを得ないということですね。使いにくいとか運用しにくいことが分かっているながら、会議で決めたので決まりましたというのは、後々支障が出ると思いますので、その道筋はある程度持たなければなりません。これを見ると極端に第1案と第3案が分かれている印象を受けました。</p> <p>議論は社会教育委員会議で進めていただくのですが、当然我々としてもしっかりと進行管理をしながら、ポイントがずれるということにならないように対応をしていきたいと思っております。</p>
教 育 長	<p>公民館については、公共施設全般の議論の中で、特にコミュニティ施設と同じ分野で整理していくことで検討を進めています。資料に今後の進め方が記載されていますが、教育委員の皆様にも、より理解を深めていただくための機会を設けさせていただければと思います。</p> <p>まずは、社会教育委員会議で議論いただいて、実際の活動に関わっている方々の御意見を聞きながらまとめていく必要があります。そして、最終的に教育委員会会議に諮り、市民に対して説明ができるようにまとめていかなければならないと思っております。</p>
滝 山 委 員 教 育 長	<p>一地域に住民センターと公民館の両方があるところは、二つを統合していくことになるのですか。</p> <p>投資した公共施設ですので、両方を有効に使えるようにしていきたいと思いますが、使用料や使用範囲の差があります。以前御審議いただきましたが、公民館は基本的に飲酒を禁止していますので、代替施設がないところではやむを得ず認めているところですので。そういった位置付けもありますし、実際の使用の問題も含めて、滝山委員からお話のありました、地域に</p>

近藤委員	<p>よって類似施設があるのかないのかを見ていく必要があります。</p> <p>今後の方向性としては、公民館のままだと利用者が少なくなっていくと思われるので、公民館としての制約をなくしていきたいという考えであると読み取りました。</p>
教育長	<p>本市は現在、各地域に公民館を整備している状況になっています。全国を見ると色々な形態がありますので、また皆さんと勉強しながら進めさせていただければと思います。</p> <p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
各委員 教育長	<p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（２）「旭川市公民館の位置付けの見直しに関する検討について」は、報告を受けたこととします。</p>
	《その他》
教育長 林上学校教育部次長	<p>他に、何かありますか。</p> <p>本日午後３時から開催されます総合教育会議に、先日配付いたしました３種類の資料を提出します。その内容について御説明いたします。</p> <p>まず、資料１「新型コロナウイルス感染症に係るこれまでの対応について」ですが、国、道、市、教育委員会のこれまでの動きをまとめたものです。学校教育においては、臨時休業につきまして、国や道の要請に基づき、２月２７日から５月３１日までの間に２回、市長の指示の下、実施しました。その間、「学びの保障」、「心のケア」、「感染防止対策」について、それぞれ取組を行ってまいりました。</p> <p>また、社会教育においては、臨時閉館につきまして、３月３日から５月２５日までの間に２回、行ってまいりました。その間、いくつかの施設では、開館中の３密回避が困難なことから一部利用を制限しながら開館してきたところです。</p> <p>次に、資料２「新型コロナウイルス感染症に対応した新たな学校づくり」につきましては、今後の取組についてまとめたものです。これまで学校教育におきましては、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成に取り組んできました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う臨時休業後の学校再開に当たり、「学校の新しい生活様式」として「感染症に関する正しい知識の習得」など３つを柱とし、各学校において「学びの保障」、「心のケア」、「感染防止対策」に引き続き取り組むこととしています。</p> <p>そのほかに、具体的な取組の内容や今年度の補正予算で追加した取組を記載しています。これからの学校生活におきましては、児童生徒の心と体を守り、学びを止めることがないよう、感染症対策を徹底しながら、児童生徒誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障するため、学校、家庭、地域、市や教育委員会が連携・協働しながら、新たな学校づくりに向け、取組を進めてまいります。</p>
酒井社会教育部次長	<p>続いて社会教育部から説明いたします。</p> <p>社会教育部からは、お手元に配付しております「社会教育施設利用ガイドライン」について、御報告させていただきます。新型コロナウイルス感染症が流行し、国においては緊急事態宣言を全都道府県に発出し、北海道は特別警戒都道府県に指定されました。本市においても事業やイベント中止のみならず、各公共施設も閉館措置を取らざるを得ない状況となったところではありますが、現在は、全国民挙げての対策が功を奏し、宣言解除、特別警戒解除となり感染症も一定の流行期間が過ぎ、徐々に社会経済活動が再開し始めております。しかし、道内でも、所々でクラスターが発生し、小樽市では本日から再び公共施設を閉鎖するなど、まだまだ不安要素は取り除かれておらず、今後の再流行への対策を怠ることができません。そのような中、国では国民に対し新しい生活様式の実践を推奨し、北海道でも</p>

教
各
事
教

育
委
務
育

長
員
局
長

新北海道スタイルとして事業者や道民に対し、感染予防対策を啓発しているところであります。本市としましても、国や道の取組を市民に対し十分に周知する目的も含め、感染予防の更なる対策の一環として、社会教育施設利用に係る感染防止対策として守るべき基本的な事項を定めたガイドライン案を策定いたしました。本日の総合教育会議に資料として提出し、意見交換を経た後、必要があれば加筆修正し、利用者に遵守していただくよう周知や啓発に力を入れていきたいと考えております。

他に、何かありますか。

ありません。

ありません。

それでは、以上で令和2年6月定例教育委員会会議を終了いたします。

《 閉 会 》